

会 議 録

1 会議名

平成27年度第4回保倉区地域協議会

2 議題

【諮問事項】

諮問第9号 上越セミナーハウスの廃止等について（公開）

【その他】

地域協議会の見直しの検討状況に関する説明及び意見交換（公開）

3 開催日時

平成27年8月12日（水）午後6時00分から午後7時14分

4 開催場所

公民館保倉分館

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員： 宮川和市（会長）、伊藤義雄、大堀幸子、近藤正信、武田宗三、早津輝雄、渡邊良禎（欠席4名）
- ・ 事務局： 北部まちづくりセンター：関川センター長、荒木係長、星野主任
教育総務課：滝澤課長、佐藤係長
社会教育課：吉田係長
体育課：佐藤課長
自治・市民環境部：黒木部長
自治・地域振興課：小林副課長、大島係長

8 発言の内容

【関川センター長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の

出席を確認、会議の成立を報告

【宮川会長】

- ・挨拶
- ・会議録の確認：早津委員、大堀委員に依頼
- ・議題【諮問事項】諮問第9号 上越セミナーハウスの廃止等について、担当課に説明を求める

【教育総務課：滝澤課長】

- ・挨拶
- ・資料No.1により説明

【宮川会長】

- ・質問、意見等を求める

【渡邊委員】

先般の地域協議会の際にも話をしたが、セミナーハウスの体育館については、できるだけ地域の皆さんに便宜を図るという前提で作られたという経緯がある。きちんと届け出をしてあるところからは使用料をいただかないという形でスタートした。中部電力が保倉地区に体育館建設の費用を出した際には、地区の体育館として大いに活用してほしいという形で造られた経過があるにもかかわらず、何の説明もなく、「上越市の体育館になったから使用料をください」と、移行されるということは、誠に不本意な話である。その辺の経過について説明願いたい。

【宮川会長】

今話があったように、中部電力が保倉地区に送電線を引っぱるといふことの迷惑施設が来ることに対して、保倉地区に体育館を造った。それがいつの間にか、完全に市の施設となり、同じ使用料だといふのは、少し不満だといふのが今の意見である。その辺について、説明していただきたい。

【教育総務課：滝澤課長】

町内会の利用等については、「減免制度」がある。事業によっては100%減免になる部分もあれば、50%減免になるものもある。それはきちんとこれからも運用していきたい。その中で今はまだ確定していないが、「登録制度」を取りながら管理していく。それから公民館についても、地元の方が利用されることについては、これまで同様無料で利用ができないかということ、市全体の制度の中で見直しを行っている。地域活動の

利用やその内容によっては、全体で調整させていただいている。料金の減免については、来年度に向けて検討している最中である。体育館の利用については、地域の方々が利用しやすいという選択肢の中で、総合体育館のほうに指定管理として施設を位置付けると、夜間も受付できるし、土日でも受付できるようになる。反面、皆さんが総合体育館に行かなければいけないという手間がかかってしまうので、直営管理にして、今までどおり、公民館で受け付けたほうが、使いやすいのではないかと考えた。なるべく地域の方々の申し込みがしやすく、そこでお金が払えることで利用が高まるのではないかとという使い勝手の部分を考えて検討させていただいた。減免制度については検討中であることで理解いただきたい。

【宮川会長】

減免については是非お願いしたいと思う。セミナーハウスの廃止についての諮問に、了承をすることについて、附帯条件を付しておかないとなし崩しのようになってしまうことを心配しているのだと思う。

【渡邊委員】

そういうことである。

【宮川会長】

一部、了承したが、今の減免に対する部分に附帯条件をお願いしたい。

【渡邊委員】

減免の措置について、今までどおり保倉分館で申し込むという説明であったかと思うがそれでよいか。

【教育総務課：滝澤課長】

一つだけ確認だが、公的な利用と私的な利用。例えば町内会の利用ということであれば、減免となる。しかし、町内会という利用であったとしても、その利用の内容によってはお断りするようなこともあるかもしれない。公的なもの、私的なもの、これは申し込み時にきちんと確認をさせていただくという形になる。

体育館の登録制度については、町内会という団体以外にも、スポーツの団体、様々な青少年の健全育成の団体がこの体育館を実際に使っている。その場合、その団体そのものを登録していただくことで、毎回、減免の手続きをするのではなく、その内容が相応しいものであれば減免の対象となる、つまり、なるべく皆さんが使いやすいこと、それから手続きがある程度スムーズであること等を全市的な中で検討している最中である、

【渡邊委員】

そのことについて検討しているということであれば、もう私は申し上げる言葉がないが、「公」と「私」の判断の基準について、できるだけ地区に便宜を図るような方向で検討していただきたい。

【宮川会長】

建てられた時の経緯があり、結局、迷惑施設が来るから、それに対するものが半分含まれている。検討される中で、市が100%出して造った建物と同じような形で扱っていただきたくないというのが皆さんの考え方だと思う。その辺の検討をよろしくお願ひしたい。

この件については、諮問はよろしいという形で進めて良いと思う委員の挙手をお願いしたい。

(全員挙手)

それでは全員ということで、附帯条件だけはご承知おきいただきたい。

【教育総務課：滝澤課長】

それでは附帯の内容を付けてお答えをいただくということか。

【宮川会長】

そうである。保倉地区の人たちが登録をした団体が使うものについては、当然、条件があつていいと思う。地区の団体、スポーツ団体など、いろいろな団体があると思うが、そういうことでお願ひをしたい。

【武田委員】

通常、公的のものは、減免制度があるが、今の話の中では、保倉町内会の私的なものについても、減免のような体制をとってもらえないかという含みもあるのではないかとと思うが、いかがか。

【教育総務課：滝澤課長】

私的というのが、スポーツ団体、例えばバトミントンであってもテニスであっても、きちんとした団体を組んでいただく方については、検討の対象にしてある。それは町内会が実施するスポーツ大会という意味ではない。きちんとしたグループを組み、代表がいて、「こういう形でスポーツをやります」、特に子どもたちを教えたいというものについては、私どもは応援したいと市全体で考えている。ただそれは言われますように、ある程度きちんとした納得性、公平性、基準。ここは境目だということを一生涯懸命考え

ているということで御理解いただきたい。そこに地域の利用性というものを町内会の利用も含めて私どもも考えていきたいと思っている。

【宮川会長】

・他に意見等を求めるがなく、この件については終了とする

— 教育総務課、社会教育課、体育課 退席 —

【宮川会長】

・【その他】「地域協議会の見直しの検討状況に関する説明及び意見交換」について、担当課へ説明を求める

【自治・市民環境部 黒木部長】

・挨拶

【自治・地域振興課：小林副課長】

・資料No.2「地域協議会の見直しの検討状況に関する説明及び意見交換」に基づき説明

【宮川会長】

資料に部会というものがあるが、地域協議会委員以外の方には費用弁償は出ないのか。

【自治・地域振興課：小林副課長】

そうである。市が委嘱した委員ではないので、お支払いする根拠がないので難しい。

【宮川会長】

これは確認であり、そうしてくれと言っているわけではない。

・他に質疑を求める

【早津委員】

まず、資料の1ページ目に条例が書いてあるが、7条2項(1)について、当該地域協議会から意見書が出た場合、市は謙虚に受け止めているかどうか、聞きたい。

それから、保倉区の定数について、現行と改正案は変わらないが、「あくまで人口を中心にして定数を決めつつ、若干は緩和しながら」という説明があった。これは「良」とするが、極めて曖昧である。何故今見解をお聞きしたいかと言うと、参考にしてほしいのだが、先月24日に参議院が「10増10減」を可決した。28日に普通は衆議院から参議院に行くが、今回は逆。来年の選挙に間に合わせようと、7月28日に成立した。保倉区も昔はもっと大勢いた。委員数は12人いただいているので感謝しているが、地方自治体も人口中心で物事を行う、行政を進めるということを検討し始めている。つまり面積割を加味する必要がある。保倉もそうだし、大島等も、人口が減っている。この

エリアの中では高田とか直江津に人が集まり、もう少し広いエリアで言うと、新潟とか長野は東京に集まっている。この構図は変わっていない。どんどん送り出している。人口割だけでいくと、これよりももっと減ってしまう。面積割の考えを入れてもらうと、残った中で増やそうという努力をするか、そして今もしているが、なかなか思うようにいかない。それに輪をかけて、人口が減っているから、交付金が減ってくる。やっぱり基礎は人口。そこを市も考えていただきたい。日本全体の選挙の在り方については、憲法第14条に性別、職業、宗教、経済的、社会的、あらゆる点で差別があってはならないと規定している。例えば新潟県は佐渡を抜いた面積と東京都の面積を比較すると、東京都は新潟県の20分の1しかない。新潟県は3年ずつの6年単位で2人減らすようだが、来年は1人になる。これはあまりにも戦後70年以前から米、人、電気、水、あらゆるものを送ってきた。そういうことを考えると、上越市もそろそろ考え方を改めていただきたい。

【自治・地域振興課：小林副課長】

まず1番目については、市が諮問したことに対して答申をいただいた場合、市としては謙虚に受け止めている。ただ、全てその意見どおりにはならないと思っている。今回、厚生産業会館については、検証会議でも、その話題は当然あった。大学の先生方からは、地域協議会の位置付けとしては、市長が政策を決定する時に意見をいただくものだから、きちんとそれを真摯に受け止めなければならない。ただ、どうしても意見が合わないという時には、何故できないのかという説明をきちんとしなければならない。その説明責任が、市長側にあるだろうという意見をいただいている。今までもそのようにしてきたつもりではあるが、これまで以上にきちんと説明していきたい。

それから2番目。見解というのは少し難しいが、ただ、早津委員がおっしゃった御懸念は尤もである。今回、一番少ない人数を12人とさせていただいた。人口が1,000人以下の区があり、そこを10人、8人に減らすことはできない。最低限必要な人数は12人という基準とさせていただいた。これは今言われていることと合っている部分はあると思う。

【早津委員】

一応理解しているが、公務員というのは、一定の説明ができる基準というのがなければいけない。それは課内で協議したのか、検討委員会、外部の有識者も入れて、こういう案を練ってきたのだと思う。そこは悪くないが、少し問題がある。どんな意見がある

うとも、最後は自分で決めてほしい。

それから上越市の農業委員、全国の農業委員も一律である。農業委員の定数に関する法律で、日本の法治国家の中では、極めて画期的な法律がある。それは何かというと、農家戸数と農地面積。これを勘案して一定の何%という基準が出ている。今日は詳しく調べてこなかったが。全てそうやっていかないと、地方はあなた方のこれだけで、明日にも地方は埋没するとは言わないが、あらゆる点で面積を多く抱えているところは、草刈りから始まり、市でいろいろなものやってくれているが、我々だってやらなくてはいけないことはいっぱいある。それらを面積割でカバーしていただければ、一定の納得はいく。鉛筆舐めながら、「ちょっとこれは緩和するか」程度では役所としてのやり方はお粗末である。

【宮川会長】

- ・他に意見等を求めるがなく、この件については終了とする
- 自治・地域振興課退席 —
- ・事務局へ連絡事項を求める

【星野主任】

- ・次回の協議内容について説明
- ・次回協議会：事務局案として、9月3日（木）、4日（金）。
- 日程について委員協議を依頼
- 日程調整中 —

【宮川会長】

- ・次回協議会：9月3日（木）午後6時～

【星野主任】

先ほどの諮問の関係で、附帯意見を付けた形で答申するということがあったが、文言について、まとめていただきたい。

【宮川会長】

どういう文言にしても、われわれの総意として附帯意見を付ける。地元の減免の問題の附帯条件である。

【早津委員】

使用料金は全市一律で決まっている。だが、セミナーハウスの体育館については、これまでの経緯があるので、要望として附帯意見をつけることはいいと思う。それが通る

のかどうかは少し疑問がある。検討していると言っても、そんなに検討に時間がかかるとは思わない。

【宮川会長】

検討したけど、やっぱり駄目だったという返事になる可能性はある。

【早津委員】

そういう答えが、もう出ているのではないかと思う。

【宮川会長】

この体育館は、市が100%出して造ったものではないから、その辺を勘案していただきたいというのが地元の要望である。今の諮問をあまり曖昧な答申にすると、良くないと思う。

【早津委員】

では、諮問の文言を、どのようにして提出するか。

多分、配慮しないと思うが、当時の経緯を書いてはどうか。現在も送電しており、雪が固まって落ちたりもしている。科学的には電磁波の影響もあるという話もある。あまり細かく書かなくてもいいが、そういうことを配慮していただきたい。この施設に委ねた、送電線の敷設を認めた地域としては一律、他の市の施設と同列というのはとても納得できない。あまり長くしないで、何等かの配慮を求める。そういう主旨ではどうか。通るかどうかわ別として。通らないと思うが。

【渡邊委員】

これは通らないと思うが、そういう経過を全然無視して、説明もないというのが納得いかない。だから、無理が通れば道理が引っ込むということを申し上げているのではない。やっぱり引っ込めるところは引っ込めなくてはならないが、できるならば、そういう配慮も必要としていただけないかということをお願いしたい。

【宮川会長】

地元の意見をわかりやすく表現していただきたい。

【関川センター長】

今お話いただいた内容を事務局のほうで整理して会長に確認させたい。

【宮川会長】

原文を事務局に作ってもらい、相談させてもらいたい。それでよいか。

【早津委員】

あまり文章が長くならないように、できるだけスリムにしていきたい。あとは一任します。

【宮川会長】

文言については、できるだけ地元の意に沿うような形にしたい。

【武田委員】

減免制度というのがあるかもしれない。

【関川センター長】

それは先ほど言ったように、登録制で、1回登録すれば何回も手続きはしなくていいという話であった。

【武田委員】

その減免になる団体が何かというところを明確に出してもらえればということか。

【関川センター長】

そういうことである。

【渡邊委員】

先ほどの話では、従来のセミナーハウスの体育館を使っていたのと同じ形になるという説明であった。それについては、私的なものは駄目だが、公のものについては減免の形を取る。その減免の申請の方法も今までと同じだという説明であった。ただ料金等については、市一律にやっているので、セミナーハウスの体育館だけ全てについて適応していただきたいとは言いつもりはないが、使用の在り方、使い方については今までのやり方をできるだけ踏襲した方法で考えてほしいということをお願いしたい。

【宮川委員】

他に意見等を求めるがなく終了する。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL : 025-531-1337

E-mail : hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。